

令和3年10月8日

〒981-0933

宮城県仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木702号

特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘様

東京都千代田区有楽町一丁目6番4号

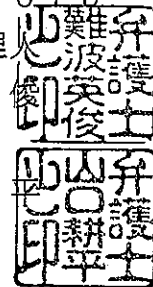
千代田ビル7階日比谷見附法律事務所

電話 03-3595-2131

FAX 03-3595-2075

株式会社ケイズグループ代理人

弁護士 難波英俊



弁護士 山口耕

回答書

冠省 当職らは、株式会社ケイズグループ（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴法人の令和3年7月26日付要請書について、次のとおり回答いたします。

第1 貴法人の要請について

当社は、名取西口整骨院における「頭痛をとりたい」（以下「本件効能表示」といいます。）、「頭蓋骨矯正」（以下「本件通称表示」といいます。）との広告表示は撤去していますが、貴社から、今後当社が経営する整骨院において、施術により頭蓋骨が矯正され頭痛が取り除かれるという効能を謳った広告を行わないとの要請につきましては、本件効能表示を用いた広告は行いませんので、その旨回答いたします。

第2 「頭蓋骨矯正」の表示について（景品表示法関係）

- 1 景品表示法第5条第1号は、商品・サービスの品質、規格その他の内容について、一般消費者に対して実際のものよりも著しく優良であると示すこと、又は一般消費者に対して事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者

に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示を不当表示として禁止しています。また、これを受け、同法7条2項において不実証広告規制が定められています。

しかし、当該表示が、一般消費者にとって当該商品・サービス選択に際しての重要な判断基準となっていると考えられず、また、表示内容に具体的かつ著しい便益（効能、効果等）が示されていない表示は、景品表示法第5条第1号にいうところ優良誤認表示には該当しませんので、不実証広告規制の対象になりません。

- 2 「頭蓋骨矯正」の本件通称表示のうち、「頭蓋骨」の部分につきましては、単に施術対象部位についての表示になり、効能効果に関する表示ではありません。

また、「矯正」との表示ですが、その意味は「正しくない状態に対して、力を加えて正しい状態にすること。」などされ、一定の力を加えることを示すに留まり、その結果もたらされる効能・効果については何ら示すものでありません。また、「頭蓋骨矯正」という表示のみでは、一般消費者に効能・効果についての印象・認識がもたらされるものではありません。

以上のとおりですから、本件通称表示は一般消費者に対して実際のものよりも著しく優良であると示すものではありません。

最近見かけられます、「小顔矯正」は優良誤認表示とされていますが、これは矯正の結果、小顔になるという効能・効果が示されていることによるものであり、本件通称表示とは一般消費者が受ける印象・認識が異なるものです。

- 3 以上のとおりですので、「頭蓋骨矯正」の本件通称表示につきましては、当社は、景品表示法第5条1項に該当するものではないと判断しておりますので、今後同表示を継続して使用することに変更はありません。

なお、既に申し上げましたとおり、「頭痛をとりたい」という本件効能表示のみならず、頭蓋骨矯正の結果生じる効能・効果を示す表示を本件通称表示と併に使用することはありません。

以上